

2018年9月13日(木)、舞鶴幼稚園ホールにて行いましたミニ講演会『「道徳」をけっとばせ』の講演内容を文章にまとめたものを公開いたします。各ご家庭で考えるきっかけにいただけたら幸いです。

講演会で使用しましたパワーポイントに沿った文章です。まずは事前に配布した案内と資料をご覧ください。

2018年9月13日(木)まいづるミニ講演会お知らせ 兼 資料

「道徳」をけっとばせ

～子ども達に渡したい本当に大切な道徳について考える～

今年度(2018年度)より、小学校と中学校の学習指導要領(カリキュラム)が新しく改訂され、先行実施されています。1, 2年後には全国で全面実施されます。このカリキュラムは文科省から通達される初等中等教育の目安となるものですが、実際は学校現場の多忙と相まって、ほぼそのままこれに沿って授業が進められるというものです。今回の改定でもたくさんの変更点があったのですが、中でも注目しなければいけないのは「道徳の教科化」です。今までは教科ではなくあくまで「領域」という名称で評価基準などありませんでした。それが「特別の教科 道徳」と変わり、目標や評価基準などが設けられるのです。このことは実はとても危うい大きな変更点なのですが、「よくわからない」「いいことを教えるんだから別にいいんじゃないの」という感想の方も多いかもかもしれません。今回の講演では分かりやすく解説をしたいと思います。つまり講演のタイトルの「道徳」とは、教科化された道徳のことです。

小学校に上がれば今のまいづるの子どもたちみんなに関わることですが、幼稚園の間はあまり関係ないんじゃないの?と思われるかもしれません。しかし実は文科省通達のカリキュラム幼稚園版「幼稚園教育要領」の改定と実施は今年度より全面実施されています。その中で考え方の転換とも言える大きな変更点があります。それは子どもたちの評価を、それまでは「心情・意欲・態度」に求めていたものを、「できる・できない」といった「能力」に求めるという信じがたい変更です。もちろん、その中にも「道徳」に関する項目がしっかりと入っているのです。

今回の話は人権や民主主義に深く関わる問題でもあります。固い話と思われるかもしれませんが、舞鶴幼稚園では常にそのことを意識しながら保育をしています。「集団づくり」や「リーダー活動」はまさにそれに関わる保育ですし、教師が子ども達に関わる時の声かけひとつをピックアップしても、何を大切にしているかはすぐに分かるのです。講演ではまいづるの保育の場面も紹介しながら説明しようと考えています。

講演の時間は限られていますので、話せる内容にも限りがあります。今回の結論の一つでもあります。一人一人が自分なりにそれぞれ考えるということが大切です。その考えるきっかけになるお話になるといいなと考えています。

講演・檜崎

※裏がレジュメになっています。当日お持ちください。

ミニ講演「道徳」をけつとばせ レジюме

1、「道徳」の歴史

- ・「修身」から「道徳」へ
- ・憲法改定への流れ

2、「道徳」の教科書を読んでみよう

- ・「心のノート」「私たちの道徳」

3、本当の道徳とは

- ・「市民」として生きることの意味
- ・手続き主義（ホワイトリストとブラックリスト）
- ・「うまく」生きること「よく」生きること

4、舞鶴幼稚園の保育と道徳

- ・子どもの人権
- ・「集団づくり」は本当の道徳
- ・話し合い(熟議)は民主主義の要
- ・「ひかりのこ」を目指すまいづるのキリスト教保育

それでは次のページより当日の講演内容に移ります。

内容が多く、長くなりますので、前編と後編に分けてお伝えしようと思います。

前編は学校教育の中の「道徳」の歴史と、道徳と近代憲法とのつながりについて。

後編は本当に大切にしたい道徳の話と、それに関わる舞鶴幼稚園の保育についてです。

「道徳」をけつとばせ

～子ども達に渡したい本当に大切な道徳について考える～

講演を始める前に前置きの話をしておきます。

それは今日の講演もメディアの一つであるということです。どんな情報にも完全な客観性というのはあり得ません。偏りのない情報発信というのもあり得ません。発信する側には必ず主観があるからです。みなさんもこの講演を丸ごと信じることはしないでください。この講演をきっかけにしてご自分で調べたり考えてみることをお勧めします。

世の中にははっきりした答えのない問題の方がはるかにたくさん存在します。何事も黒か白かの二つしかないという考えはしない方がいいでしょう。特に道徳という問題にはもちろんこれという答えがないのが当たり前です。それなのに答えを設定し、一方的に子ども達に押し付けるやり方が今の日本の「道徳」なのです。今日の講演では私の考え方、幼稚園としての考えを話すわけですが、もちろん皆さんに押し付けようというものではありません。考え方は人それぞれ違っていいと思うし、違っていた方がいいと思います。

今回の講演の目的は二つ、

- ①各家庭で子どもと共に話すとき、もしくは夫婦で話すときのヒントやきっかけにしてもらう
 - ②舞鶴幼稚園の保育で大切にしている内容の一面を知ってもらう
- ということです。よろしくお付き合いください。

1、「道徳」教育の歴史

今回の講演のテーマを道徳にしようと思ったきっかけは、小学校で行われている「道徳」の授業が疑問を感じる内容である、ということでした。さらに2018年度に改訂された(文科省公布)新しい幼稚園教育要領、学習指導要領という日本の教育の目安となるカリキュラムでも、「道徳」がそれまでよりも強い比重を占めるように改訂されています。「こうなりなさい」と陰に陽に要求してくるやり方は戦前の教育とも似通っており、子どもの幸せを願う教育者として、また子どもの育ちを見守る大人として看過できるものではありません。ある意味これ以上権力側の言いなりになっては危ないという危機感を持っているからこそ、今回の講演のテーマとなりました。

まずは「道徳」という教科について知るために、簡単にではありますが、その歴史を紐解いてみましょう。;

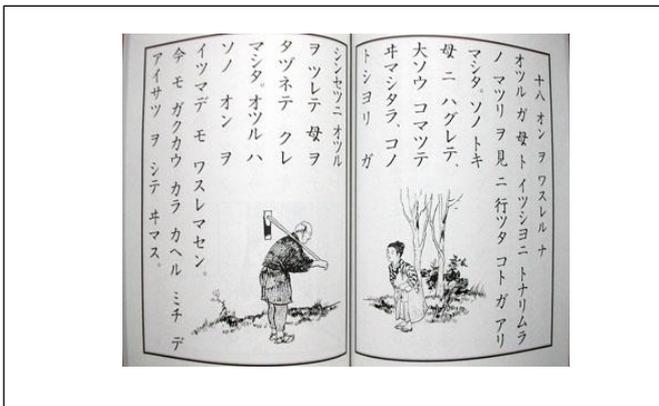
「修身」とは何か



「道徳」の前身は「修身」という教科です。ここに挙げているのは「修身」の教科書です。目録(目次)には「ゲンキ ヨク アレ」「ウソ ヲ イフナ」「オモヒヤリ」などの中に「テンノウヘイカ」「チユウギ」というページもありますね。

「修身」は明治期の自由民権運動を政府側が恐れた反動として設定された教科です。つまり、最初から政府を擁護するための政治的教育として成立したものでした。儒教の教えの一つでしかない「仁義忠孝」の主に「忠孝」の教えを中心に構成されています。仁(思いやり)と義(正義)はあまり重要視されていません。これだけでもかなりの偏りですね。この教科「修身」の目的は明らかです。それはエリート人材ではなく、個人の幸福ではもちろんなく、政府にとって都合のいい民衆をつくりだすということ。兵隊をつくりだすという教育ですが、実は昔のことと笑ってばかりもいられません。今現在の学校教育や「道徳」は、経済社会での兵隊をつくりだす教育と言い換えてもあながち外れてもないだろうからです。学校教育や部活からブラックバイト、ブラック企業につながる流れを見直してみるべきでしょう。

「修身」は 1880 年の改正教育令によって筆頭教科になります。学校教育の中で一番大事にしなければいけないという教科になったのです。1881 年に文部省が公布した「小学校教員心得」の中に書かれているテーマを要約すると、「国家に反抗せず、国家を愛し、国家が定めた方針に国民一体となって付き従う心証を植え付けるための道徳教育」をしなければいけない、と明言しています。ここで言う「愛国心」とは、君主制の政治システムを維持・運営するためのものというのも明らかに分かります。



これは「修身」の教科書のあるページです。困っていた時に助けてくれた老人に対しての恩を忘れません、というなんてことのない物語です。なぜこのような物語をわざわざ教科書に載せるのか、ということを考えることが大切ですが、実はこれにとっても似ている書物があります。それは今現在使われている「道徳」の教科書なのです。それだけでも「道徳」は「修身」の直系の教科であることが分かります。これについてはまた後ほど論じます。

「修身」が筆頭教科になったという事は、「知育」(人類が獲得し積み重ねてきた知識体系)よりも「徳育」(心を育てる教育)を重視するということを意味します。これはとても危ないことです。「知育」は知識を探究するものですから、それを追求していくと当然「現象の背後に回り込む力」「問題の根源を突き詰めようとする力」も身につけていきます。簡単に言うと「なぜこうなるのか」「その結果は本当に間違いがないのか」「その問いは妥当なのか」ということにまで思いを馳せるということです。「徳育」しかも答えをあらかじめ決めてある心の教育を「知育」よりも重要視するという事は、「なぜか」「本当か」という物事を根源から考える力を奪ってしまいます。そしてお上の言うことには疑問なく従順に従う民衆が教育によってつくられていきます。

「教育勅語」を知っていますか。最近また大臣の失言関係の報道で耳にした方も多いかもかもしれません。

明治23年に発布されたもので、第2次世界大戦の日本敗戦まで教育全体の理念的支柱になったものです。「道徳的にいいことも書いてあるじゃないか」という擁護論もありますので、実際に見て論じてみましょう。

教育勅語

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民ク忠ニ克ク孝ニ徳兆心ヲ一ニシテ世ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日
御名御璽

おそらく擁護論者は「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ…」の部分は今も通じる道徳観念じゃないかと言いたいのだと思います。たとえそうだとしても、教育勅語は決して近代の教育に持ち出してはいけない代物です。なぜか。憲法でもその他様々な法や条約でも、それに向かった時、一番大切にすべきことは何か。それは書かれている内容や時代に合わせた解釈ではなく、つくられた当時の作成者の意図です。何を大切に考え、どんな目的で書かれたものなのか。それが骨です。言葉はそれを見えるようにした肉や皮です。だからいくらアレンジしても教育勅語は教育に使えないのです。教育勅語で一番伝えたいこと、つまり骨の部分は「あなた方日本国民はみな天皇の子どもたちです。天皇のために生き、天皇を大事にし、天皇に危機あれば喜んで死ぬるのがあなた方日本国民のあるべき姿ですよ」ということです。一般的な道徳を謳っている箇所は枝葉に過ぎません。百歩譲ってもここに書いている一般的な道徳観を教えたいなら儒教の教えで十分でしょう。少し考えればこのようなことは分かるはずですが、なぜ最近の一部の権力者はわざわざ教育勅語を持ち出すのか。決して発言には出しませんが、骨の部分が大事だ(もしくは使える)と考えているからです。

もう一つのダメな理由は、もちろん道徳観の押し付けになるからです。本当に道徳的な人は、教えられたから守る人ではないでしょう。自分の中に自分がよしとすることを守る動機のある人です。自分で自分の道徳を獲得した人です。外から押し付けられた道徳観では逆効果でしかないと思います。これは後でくわしく述べます。道徳訓は居酒屋のトイレで見るくらいでちょうどいいのです。

「道徳」の前身、「修身」について説明してきました。次に、今現在も学校教育で行われている「道徳」の歴史について説明していきます。

第2次世界大戦終戦後、GHQが日本を統治する中で、学校教育の中の「修身」は国民を全体主義に導く危険思想であるとされ、教科「修身」は廃止されました。そして近代的民主主義観に基づいた日本国憲法が制定されました。そしてしばらくの間、「修身」に代わるような徳育に関する教科はないまま、学校教育は進められていきました。実は今現在、民主主義国家で「道徳」的な教育が行われている国は少数派です。(「宗教」「公民」「市民」などの授業がある国はある。) 必ずしも必要な教科ではないのです。

「道徳」の授業はどのように始まり、続いてきたのか

1945年、全体主義に傾いた危険性から「修身」停止

1958年、「道徳の時間」開始

2002年、「心のノート」配布

2006年、教育基本法改訂

2008年、学習指導要領改訂

2018年、「特別の教科 道徳」の授業開始

全体主義への反省から一度なくなった徳育の授業がなぜまた復活したのか。それは戦後しばらく経って、社会的な運動が国民の間で高まったことへの反動として、政府主導で制定されたのです。具体的には「安保闘争」「ベトナム反戦運動」「学生運動」などの社会的運動です。「修身」の成立ととてもよく似ていますね。1966年に中央教育審議会が出した答申の中で、「期待される人間像」とは、「社会規律を重んずること」とはっきり言っています。そしてそれらの社会運動が立ち消えた後も、「国家が定めた方針に国民一体となって付き従う心性」を教え込むものとしての「道徳」は変わらず残ったというわけです。

実は戦後の学校教育の理念的な柱となる文章は、「教育基本法」として制定されていました。それは教育勅語の反省を踏まえ、近代的な思想で書かれた教育理念の柱となりうるものでした。ところが2006年第一次安倍内閣時、教育改革と称して突然に教育基本法が改訂されました。それは教育勅語的な方向に少しずつ寄っていくような改悪とも呼べるものでした。あまり社会的な問題になりませんでした。この時から国家権力に従う国民をつくるという計画が始まったと考えると、大きな転換点だったと言えます。なにしろ教育に関する具体的な決定を下すときには「教育基本法に基づき」という文言が正当性の根拠として使われるからです。

学習指導要領、幼稚園教育要領というのは、どんな学校でもある程度の教育水準に達するために目安となる目標や教育内容を記してある教育カリキュラムです。法的な強制力はありませんが、最近では学校現場の多忙さとも相まって、ほぼ義務的に流れに沿うように教育が進められるといったものです。これは10年に一度改定するようになっています。中央教育審議会という各界の識者から構成された会議をもとに、文部科学省が作成します。2008年に改訂され、道徳の授業の強化がなされました。そして2018年の改定で、それまでは「教科」ではなかった道徳が「特別の教科 道徳」と姿を変えたのです。

「領域」から「特別の教科 道徳」へ



これは深刻な変更点です。教科になったということは当然「評価」もしなければなりません。

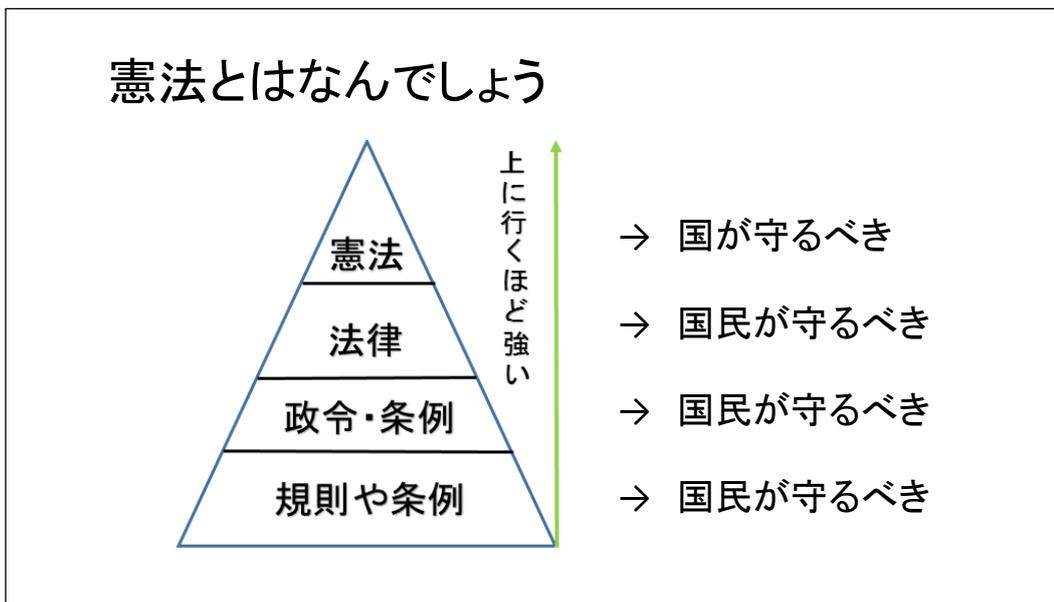
他の教科とは違って、体系的な学問ではない、専門家もいない、あくまで個人の主観による道徳観を、一体どうやって評価するのでしょうか。評価されるとなると教えられる方は当然いい評価をもらうためにがんばります。かくして道徳の授業により反道徳的な子が増えるという矛盾が生まれます。評価者(教師)のしている場面でだけ道徳的な行為をするのは、まさしく反道徳的な行為です。誰も評価者がいない場面でこそ正しいふるまいをする人こそ、本当の意味で道徳的な人でしょう。

このように戦後、修身の復活ともいえる「道徳」がはじまり、教育基本法まで改訂され、国家にとって都合のいい国民をつくりだす方向にシフトしてきています。文句を言わずよく働き、権力に対して従順であり、場を乱さないことを第一に考え、何かあれば自分で責任をとる国民。その計画は今のところとてもうまく進んでいます。子どもの育ちや幸せを願う私たちにとっては危機的な状況とも言えるわけですが、まだ希望はあります。それが憲法なのです。憲法は教育基本法よりも上位に位置します。つまり、憲法に即しない法律や条例は守る必要はない、という根拠になるものでもあるのです。大切な話ですので、時間をとってお話します。

なぜここで憲法の話をするのか。二つの理由があります。

- ①道徳を考える時に、近代憲法の精神について知っておくことはとても大切なこと。
- ②2018年9月現在の現政権は、自分たちの都合のいいように憲法を変えようとしている。

ということです。特に2番目の理由に関しては、待ったなしの差し迫った話でもあります。今現在は国民全員がかなりの危機感を持って考えなければいけない時でもあるのです。



この図を見れば一目瞭然ですが、近代憲法とその他の法律は、手紙で言えば宛名が違います。様々な法律は、権力側が秩序のために国民に対して「守りなさい」と示した手紙。憲法は、権力が暴走しないように国民側が国家権力に対して「守りなさい」と示した手紙です。そして歴史的な国家権力暴走に対する反省をもとにした近代憲法思想では、憲法は全ての法律の上位に位置します。全ての法律は憲法に違反してはいけません。

日本国憲法はアメリカ合衆国の占領軍が制定した押し付け憲法だ、という論理で否定する人がいます。現首相もその立場のようです。確かに占領に都合のいいようにつくられた一面もあります。(天皇に関わる条項などは近代的な人権観と矛盾する内容です。それは占領軍側からでなく、日本側からの提案ですが。)ただし、それだけで否定するのは早計でしょう。日本国憲法は世界各国の憲法の中でも遜色なく、人類の獲得した叡智に満ちた素晴らしい憲法です。なぜそうなったのか。占領軍が憲法をつくる時には様々な人の様々な思惑があったのですが、

その中でも日本に理想的な近代国家をつくるという思いが強かったのです。しかも朝鮮戦争が始まるまでの世界的な平和の中でつくられました。だから日本を属国にするための文言はないし(その分、目に見えない日米地位協定に詳しく定められている)、戦争を放棄するという平和国家を目指してつくられています。朝鮮戦争勃発後だったら、とてもじゃないですがこんな憲法にはならなかったでしょう。つまり日本国憲法とはその数年間の制定でしかありえなかった奇跡的なプレゼントなのです。

日本国憲法の基本原理

- 1、基本的人権の尊重
- 2、国民主権
- 3、平和主義(戦争の放棄、戦力不保持)

憲法の中で一番大切な条文は・・・

第13条
すべて国民は、個人として尊重される。

それではそんな日本国憲法の基本的なかたちを思い出してみましょう。

上にあるように3点の原理的ポイントがあります。1、基本的人権の尊重 2、国民主権 3、平和主義 です。近代的民主主義国家とはこの要件をすべて満たしている国家と言ってもいいくらいに基本的な理念です。それではこの3点の中で一番大切な原理はどれでしょう。それは1、基本的人権の尊重 です。第13条、すべて国民は、個人として尊重される。という憲法が守られている限り、物事の決定権(主権)を権力側が一方的に行使することはあり得ないし、戦争に参加したくない人を無理矢理に参加させることも不可能だからです。日本国憲法で優先して守るべきなのは9条ではなく、13条をはじめとした、個人の権利は何ものにも侵されないとする部分なのです。9条が自衛隊の足枷になっているという議論がありますが、もし9条がなくても国際法で認められているのは自衛のための戦力行使だけです。むしろ自衛隊があからさまな戦力攻撃を受けないのは9条があるからとも言えます。

13条で大切なのは「個人として」という言葉です。それは、ひとりひとりの個性や考え方の違いを尊重する、認め合う、という意味です。違いまで含めて仲間であるという宣言です。まさに私たちが大事に思っている自己肯定感につながる考え方でしょう。それを現政権は憲法改定によって次のように変えようとしています。「すべての国民は、人として尊重される。」「個人」から「人」に変わっているわけですが、これは法律的な解釈で考えると、ひとりひとりの個性や考え方はどうでもよく、人間として扱えばいい、ということになります。人権の面で考えれば明らかに退化、後退です。

天賦人権説

人権をはじめとした様々な権利は、条件付き(義務の遂行など)で与えられるものではない。

自民党の憲法改正草案では・・・？

天賦人權説という言葉があります。人權は天から与えられたもののように、誰しもが生まれつき持っているものだ、という考え方です。近代憲法はこの考え方に沿って成立しています。中世を乗り越えた人類がようやく手にした、積極的平和のための思想です。

世界の民主主義国家では常識ともいえるこの考え方を、なんと現政権与党である自民党はあからさまに否定しています。義務を遂行しない人には権利を与えないとしているのです。勘違いされがちなのですが、権利と義務は対のものではありません。個人の権利は何があってもまず尊重されなければならない。その上で社会を成り立たせるためにそれぞれの義務があるのです。それが近代憲法の基本です。そうしなければ社会的弱者には少ない権利しか与えられない社会になるでしょう。それは目指すべき積極的平和ではありません。

自民党の憲法改正草案を一度よく読むことをお勧めします。すると憲法をどう変えようとしているかが分かります。一番重要な変更点は宛名の転換です。近代憲法は国民から国家権力に宛てた手紙だと言いました。それを国家側が国民に対して「守りなさい」と示したものに変わようとしているのです。そうするとこれは近代憲法ではありません。「十七条の憲法」「大日本帝国憲法」と同じく、統治者が被統治者を支配しやすいように定められたものとなります。まさに中世です。

今現在、現政権が進めようとしている改憲の中で、国民にとって一番危険なのはどの点でしょうか。それは9条の改定ではありません。新たに加えようとしている「緊急事態条項」です。世界の手本となる平和憲法と言われたワイマール憲法を無効化してナチス政権を生み出したのが、まさに「緊急事態条項」でした。「ナチスの手口を真似ればいい」という発言をした大臣が現在も政権にいますね。日本は大丈夫だろうと悠長に構えていると、気付いた時には遅かった、ということにもなりかねません。

教育基本法改訂、道徳の教科化、選挙権18歳に引き下げ

憲法改定までの流れ

↓

国会で発議

↓

全国会議員の3分の2以上の賛成で可決

↓

国民投票、有効投票数のうち過半数の賛成で可決
(全国民の過半数ではなく、最低投票率の規制がない)

今のところ、自民党の考える憲法改定への流れは目論見通りうまく進んでいるようです。第一次安倍政権の頃から、安倍政権は教育の改革に力を入れてきました。それは子どもたちにより良い教育環境を、という改革ではなく、あくまで自分達の思惑を刷り込んでいくような改革でした。世界の潮流は、生まれたときから子ども達にお金をかけてよりよい生育環境を用意する流れができています。なぜかと言うと、そうすることで子ども自身の幸せだけでなく、国家全体の社会や経済がうまく回っていくようになることが研究によって明らかになってきたからです。難しい事ではありません。国家予算の中の教育に関わる部分の支出を増やして、保育・教育を余裕を持って行える状態にすればいいのです。ところが日本の政権は、自分達の計画する改革に使うお金は出しても、実際に教師の多忙や薄給、子どもの詰込み環境を改善するためのお金は出しません。国内総生産（GDP）に占める教育機関への公的支出の割合は先進国中ほぼ毎年ワースト一位です。このところ毎年うなぎ上りなのは防衛費です。使えない武器を買って教育をなおざりにして、この国はいつたいどうなってしまうのでしょうか。

内田樹氏は現政権の進める「教育」の目的は愚民化政策だと看破しています。それはつまり「同質的な小粒の

イエスマンを大量生産すること」です。そして「国民資源をどれだけ私財に付け替えるか」ということを考えるというのです。そう考えると新しく成立させようとしている様々な法案の本当の目的が透けて見えてきます。

早ければ来年にも憲法改定のための国民投票が行われる可能性があります。分かりやすいよう上記に憲法改定までの流れ図を載せました。問題は2つあります。一つは国民投票におけるCM規制がないことです。なぜそれが問題なのか。選挙法では様々な規制があります。規制がなければお金をより多く持っている方が有利に事を進めることが自明だからです。それを是正するための規制です。ところがより公正な判断を下すべき国民投票に関してCM規制を設けないことを政権与党側が決めたのです。そのまま事が進んでいけば、もちろんお金をたくさん持っている既得権益側(もちろん与党側)が有利になるのは当たり前です。

もう一つは「有効投票数のうち過半数の賛成で可決(最低投票数の規制なし)」という国民投票法をこれまた政権与党側が半ば強引に成立させてしまったことです。どういうことかを説明します。多数決で決まるということですが、全国民の半数以上ではなく、投票した人の半数以上の賛成で決まるのです。有効投票とは明確に「賛成」「反対」と書いているものを指します。白紙だったり「どちらでもない」と書いたものは無効となり数にカウントされません。もちろん「反対」にはなりません。そして一番の問題は最低投票数の規制がないことです。国民投票というのは民主主義の砦とも言える大切なものですから、国民の多くが無関心な状態での可決はできないようにする決まりが必要です。そのためほとんどの国で国民投票を行うときは「全国民の半数以上」という決まりや、全国民のうちこれ以上来ないと成立できないという「最低投票率」を決めています。(一番低くて40%。つまり投票率が40%に満たない場合は否決ということです。)しかしながら日本で数年前に決められた国民投票法には最低投票率の規制がないのです。そのためどんなに少ない投票率でも成立してしまいます。「いつの間にか憲法が変わっていた、ナチスの手口を真似ればいい」というやり方が可能なのです。

本来であれば国民的な議論を十分に重ねることが必要なのに、おそらくそういうことはせずお金をかけたCMでいいことのように誘うか、あきらめさせたり関心を削ぐかの戦略で改定をねらってくるでしょう。私たちができる防衛策はとにかく関心を持ち続けることだと思います。

「法と道徳の分離」原則

近代的な法律に関する基本に「法と道徳の分離」原則があります。法というのは道徳とは違うものだから、法律の中に道徳的な文言を入れてはならない、という原則です。道徳とは人によって考え方が異なるものだから、市井の人々がお互いに言い合えばいい、という考えです。多様性を旨とする近代国家では道徳を強制することはありえないのです。基本にするのは道徳ではなく人権なのです。しかしながら、自民党の憲法改正草案では、道徳的な考え方をもとにした条文が散見されます。それは近代的な法律観から見てもありえないことなのです。

以上、教科「道徳」の成り立ちについてと、それと深い関わりのある憲法改定についてのお話をしてきました。前編はここまでです。

後編では、今現在の教科「道徳」はどのような内容なのか、本当に大切な道徳とは何か、それと舞鶴幼稚園の保育とどのような関係があるのかをお話しようと思います。